

県南広域振興局長告示第137号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成29年10月27日

県南広域振興局長 細川 倫史

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0322500034	ピア・タウンーの台	胆沢郡金ヶ崎町西根一の台45番地12	平成29年10月31日